

意見聴取の結果の私的録画補償金の額への反映状況

1. 特定機器に関する意見聴取

特定機器の補償金額を、1台あたり182円に消費税率を乗じ得た額を加算した額（※）とすることについて

※ 現在の消費税率（10%）で計算すると200円

（1）意見聴取先

一般社団法人電子情報技術産業協会（J E I T A）

（2）製造業者等の意見と s a r a h の反映状況

（製造業者等の意見）

「購入時支払いの場合の私的録画補償金の額」の1台あたり182円について、「私的録画補償金の額の認可申請理由」の一部項目にて、客観性、透明性と合理性を欠いた情報や数値を用いて算出された金額であることから、賛同できません。

「私的録画補償金の額の認可申請理由」の3項に記載された理由にある通り、当協会としても補償金料率「1%」を基本に「固定額」を採用することには異存ありません。

※ 詳細については添付のJ E I T A「私的録画補償金の額」に関する当協会意見

（s a r a h の反映状況）

基本的には制度開始当初のように、購入した商品の出荷価格に対応する基準価格の1%が補償金という考え方は、補償金を負担する購入者からすれば分かりやすいと思われる。

今回の固定額は特定機器製造業者からの要望であり、s a r a hはその意見を取り入れた。なお、固定額の運用については、購入者負担の見地から妥当な額であるかを注視していくことは重要であるという認識であり、総体的に大きな価格変動（前年比2割から3割程度）が認められるような場合には、固定額の変更を検討する必要もあるのではないかと考えている。

固定額を決める上で基本となる基準価格の算出に当たっては、直近の出荷価格データを用いる方がその時の実態に近く、その意味からも計算基礎にJ E I T Aから提供された出荷統計データの前年度出荷金額を用いることは、制度当初の基本に近く現実的かつ合理的であるとともに透明性があると考えられる。なお、J E I T Aの出

荷統計データの前年度を含む3ヶ年度の平均データを用いて算出した固定額は「税抜177円」であり、大きな差はなかった。

基準価格の算出にJ E I T Aの出荷統計データを用いるもう一つの理由は、協議の中でJ E I T Aから、同協会の出荷統計データやPOSデータの利用を提案されていたが、＜私的録画補償金の額の認可申請理由＞（以下、「認可申請理由」という）の4.に記載のとおり、J E I T Aの出荷統計データが総出荷を対象としているのに対し、POSデータはPOSレジ使用の店舗の情報に限定されてしまうため採用しなかった。また、過去に媒体についてGfK Japan社に対してs a r a hの補償金計算目的のデータ利用を要望したが、データの提供を断られた経緯もあった。

また、HDD相当分の控除についても、前述のとおり直近のHDD販売データを用いることが基本であり、透明性のあるオープンな実勢価格をもって算出することが現実的で客観性が高いと考えている。意見交換のなかで示されたJ E I T Aの意向であるHDD相当50%控除については、その根拠が2010年以前のDVD録画機器の価格データに基づくものであった。したがって、s a r a hとしては認可申請理由5.に記載のとおり、直近の市場価格に基づき控除率10%を算出し提示し、その後、J E I T Aの意向も踏まえ50%と10%の間である30%控除とした。

HDDの控除以外にも、協議の中でJ E I T Aより主張された著作権保護技術コストの控除について、認可申請理由6.に記載のとおり、著作権保護技術コストと補償金は関係がなくs a r a hは「控除なし」の主張であった。しかしながら、J E I T Aから中間の50%控除の提案があったため、DRM開発コストなどを著作権保護のための投資として十分考慮し、50%控除の提案を受け入れた。

上記の通り、J E I T Aの提案である固定額の採用、J E I T Aの出荷統計データの採用、HDDの控除及び著作権保護技術コストの評価などを十分考慮し、提案をほぼすべて受け入れ最終的に「税抜182円」となった。

(3) 意見聴取以外の懸念事項等へのs a r a hの反映状況

(製造業者等の意見)

J E I T Aからは、実施期日「令和7年4月1日」について、「補償金の支払の請求及びその受領に関する協力」の内容に関し個別（個社ごと）への協議の必要性、さらには、消費者に対する周知活動の必要性などの観点から、認可の時期によっては実施期日までに十分な期間が確保できないのではないかとの懸念事項が示された。

※ 詳細は添付の＜J E I T A「私的録画補償金の額」に関する当協会意見＞

(sarahの反映状況)

sarahとしても、「令和7年4月1日」からの実施に向け、認可後から実施までの期間を十分に確保できるようスピード感をもって認可申請手続等を進めており、認可後にすべき協定締結や広報に関して、認可前から準備を行っている。

個別協議については、特定機器5社（及び特定記録媒体10社以上）の製造業者及び輸入業者との協定の締結が必要であることから、認可後直ちに各社への通知を行う計画であり、通知後のスムーズな協議及び協定の締結に向けて事前準備を進めている。

消費者への周知については、認可後直ちにsarahとして広報する予定であり、周知（広報）の方法を事前から検討・準備を進めるとともに、会員団体、関係団体、製造業者及び輸入業者など関係者に制度周知への協力を依頼し、消費者への周知は認可後も丁寧な説明を継続していく予定である。

2. 特定記録媒体に関する意見聴取

「特定記録媒体の基準価格（製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格に相当する額をいう。）に1%を乗じて得た額（税抜）」について

(1) 意見聴取先

株式会社電響社

ソニーストレージメディアソリューションズ株式会社

Verbatim Japan 株式会社

株式会社バッファロー

(2) 製造業者等の意見とsarahの反映状況

(製造業者等の意見)

補償金の額について、明確な反対はなかったが、次のような意見があった。

- ・まずは1%の料率で徴収を開始することに反対はしないが、徴収開始後1年間かけて全販売者の基準価格を調査した上で、機器同様固定額に変更してほしい。
- ・「基準価格」から外装のコストを控除すべきである。
- ・「基準価格」の算出に当たっては、機器同様、DRMにかかるコストを控除すべきである。

(s a r a hの反映状況)

特定記録媒体の補償金の額を料率 1%から固定額に将来的に変更する意見については、特定機器の場合は一般的に販売が 1 台単位であるため、固定額の補償金（今回の申請では税抜 182 円）とする方が分かりやすい。しかし、特定記録媒体の場合は販売形態が 1 枚単位から 3 枚、5 枚、10 枚、11 枚、15 枚等々100 枚単位まで様々な販売単位があり、固定額を販売単位ごと設定することは困難でもあることから現実的ではない。また、1 枚単位の固定額を設定するとした場合、今後各社からの報告が始まり、製品 1 枚当たりの基準価格（出荷価格）を把握するまでは固定額の正確な試算は難しいことから、まずは今回申請の料率 1%で進めつつ、固定額への変更については今後の検討事案とする。

補償金を算定する基準価格について、特定記録媒体についても外装のコストやDRMのコストの控除を考慮すべきとの意見があるが、特定機器とは異なり制度開始当初から特定記録媒体における当該控除の考え方はなく、現状の録音補償金においてもこれらの控除は行われていない。今後は、全社から販売形態ごとの外装コストの情報の提供や製品ごとのDRMコストの情報の提供が受けられるか、あるいは、情報収集の後にどのように固定額を算出するか、また、外装部分のコスト控除がない特定機器との整合性など、解決すべき多くの課題があることも踏まえ、関係者と協議を行い、懸念事項等の解消に向け丁寧な対応を継続していく。

(3) 意見聴取以外の懸念事項等への s a r a h の反映状況

① 公平な補償金の徴収と徴収カバー率の共有等について

(製造業者等の意見)

公平な徴収について意見聴取の対象となっている 4 社以外にも多数の事業者があることから、すべての事業者から公平に補償金を徴収してほしい。

については、徴収カバー率（全事業者に占める補償金徴収済みの事業者の割合）を事業者間で共有することや、補償金未徴収事業者名を s a r a h のホームページ等で公表することを検討してほしい。

(s a r a hの反映状況)

インターネット上から得られる情報等から、意見聴取先 4 社以外に約 9 社の特定記録媒体の販売業者を把握しており、この約 13 社で日本国内のシェア 90% 強であると思われる。当該 13 社以外では、量販店、ホームセンター、ディスカウントショップが台湾などから直輸入し、製造業者ブランド名や自社ブランド

(OEM供給)として販売しているものがある。さらには、個人が輸入し販売しているケースも確認しており、全ての零細な販売業者(製造業者等)を特定することは困難であるが、これらについては情報収集や調査を行い適切な徴収に努めていく。

徴収カバー率を事業者間に限り共有することについては、前述のとおり全ての零細な販売業者(製造業者等)を把握することが困難である。また、補償金未徴収事業者名をs a r a hのホームページ上で公表することについては、引き続き検討する。

② 録画補償金の対象商品である旨のパッケージへの表記(印刷)について
(製造業者等の意見)

経費負担(コスト)等の面から、製品の包装・パッケージ等に印刷するのではなく、自社のホームページ上の対象製品の画面などで補償金について告知することとしたい。

(s a r a hの反映状況)

経費負担(コスト)等の面での懸念は理解できる。しかし、ホームページ上での告知を希望する製造業者等もある一方、従来どおり製品の包装・パッケージ等に記載する方法を希望する製造業者等もあることから、告知の方法については、各製造業者等の判断に委ねることとしたい。特定機器の製造業者等についても同様とする。

③ 消費者への周知について
(製造業者等の意見)

円滑な補償金の徴収には消費者の理解が不可欠であることから、補償金制度の趣旨等について、s a r a hにおいて積極的に広報を行うとともに、消費者に訴求できるロゴマークや表示文言の作成を検討してほしい。

(s a r a hの反映状況)

消費者への周知は重要な案件と考えており、補償金徴収前のコスト負担の問題などがあるが、1.(3)に記載のとおり、消費者への周知については、認可後直ちにs a r a hとして広報する予定であり、周知(広報)の方法を事前から検討・準備を進めるとともに、会員団体、関係団体、製造業者及び輸入業者

など関係者に制度周知への協力を依頼するとともに、消費者への周知についても丁寧な説明を継続していく。

④ 実施日を令和7年4月1日とすることについて

(製造業者等の意見)

全ての事業者からの徴収や消費者への周知が実施期日までに完了するのか懸念がある。懸念が解消されない場合には、徴収開始時期の延期を検討してほしい。

(s a r a hの反映状況)

徴収については、2.(3)①(s a r a hの反映状況)に記載のとおり、全ての製造業者等の把握と徴収に努め、消費者への周知については、2.(3)③(s a r a hの反映状況)に記載のとおり行っていく予定であり、引き続き情報収集や関係者の意見を聞きつつ、懸念事項の解消に努めていく。

以上